



Public Relations 広報いちのへ - お知らせ版 - No.187

Ichinohe

2022年(令和4年) 10月28日号

広報いちのへ(お知らせ版)

発行/一戸町/〒028-5311

岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24-9

0195-332111

編集/政策企画部政策企画課

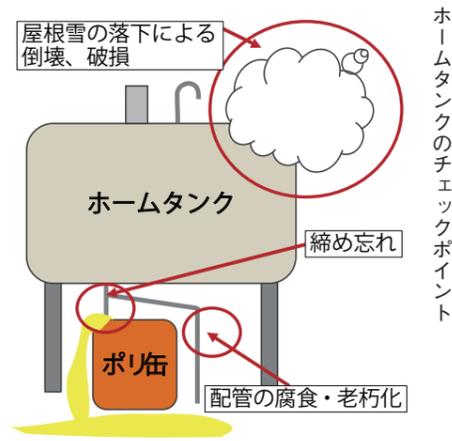
灯油の流出事故に要注意！発見したらすぐに連絡を

気温が下がり、暖房などに灯油を使用する機会が多くなると、ポリ缶への給油時や、ホームタンクの老朽化や破損による灯油の流出事故が増えます。事故を起こした場合や発見した場合は、役場町民課または最寄りの消防署へ連絡してください。

■灯油の流出を防ぐために

- ・破損などがないか、ホームタンクの状況を定期的に確認する。
- ・ホームタンクからポリ缶に灯油を分けるときは、目を離さずに作業する。
- ・除雪作業時のタンクの倒壊や破損に注意する。

町民課 生活環境係 ☎ 33-2111 内線 126



確定申告事務補助の会計年度任用職員を募集します

■職種 確定申告事務補助員 4人

■必要な資格など

パソコン操作(ワード、エクセル)ができること

■雇用期間

令和5年1月4日(水)～3月31日(金)

■就業時間

8:30～16:30

■時間額報酬

854円～1,100円

※通勤距離が2*メートル以上の場合は、距離に応じて通勤手当を支給します。

■加入保険など

雇用保険、健康保険、厚生年金

■試験

12月上旬(応募者に別途通知)に、役場で個別面接を行います。

■申込み

一戸町会計年度任用職員採用試験申込書を、

11月21日(月)17:00までに問い合わせ先へ提出してください。(郵送可、期限内必着)

町民課 ☎ 33-2111 内線 123、124

『税を考える週間』税に関する作品を展示します

11月11日～17日は『税を考える週間』です。『これからの社会に向かって』をテーマとした、小・中学生の習字と絵はがきを展示します。ぜひご覧ください。

■展示期間・場所

・11月11日(金)～20日(日)

二戸ショッピングセンターニコア

・11月26日(土)～12月4日(日)

一戸地区センター 1階ロビー

町民課 ☎ 23-2701

奥中山高原『遊具ひろば』の利活用を一緒に考えよう！

町では、新たに設置する木製遊具と遊具ひろばの利活用について検討するため、下記の日程で意見交換の場を設けます。

町民の皆さまのご意見やアイデアをお聞かせください。

■日程

①11月21日(月) ②12月21日(水)

③1月21日(土) ④2月21日(火)

各回18:00～19:30

■場所

奥中山地区センター

■対象

18歳以上の町民(保護者同伴であれば18歳未満も可)で、①～④の日程全てに参加できる人

■定員

3人程度

■申込み

11月15日(水)までに問い合わせ先に電話で申し込んでください。

町民課 ☎ 080-3335-7520

令和5年度盛岡農業高校特別専攻科学生を募集します

高校卒業後の農業後継者や新規就農者などを支援する社会人教育の学科です。特に、家畜人工授精師や受精卵移植師の免許取得への取り組みに実績があります。修業年限は2年間です。

■願書受付

11月16日(水)～11月30日(水)

■試験日

12月7日(水)

■試験内容

作文と面接

町民課 ☎ 019-688-4211

〒020-0605 滝沢市砂込1463



ホームページ

町営住宅3戸が対象入居者を募集します

■対象住宅

①小鳥谷駅前住宅 2戸(小鳥谷字中屋敷1-82)

・木造2階建て長屋 3DK(平成5年度築)

・家賃 21,300円～41,900円程度

②奥中山第1住宅 1戸(奥中山字西田子1311-1)

・木造2階建て長屋 3DK(平成17年度築)

・家賃 25,600円～50,300円程度

■入居可能日

令和5年1月中旬

■申込要件(①～③全てに該当)

①世帯の月額所得が158,000円以下(老人世帯・身体障害者世帯などは214,000円以下)。

②住宅に困窮していること。

③町税などを滞納していないこと。

■申込み

10月31日(月)～11月18日(金)の期間に問い

合わせ先へ申込書を提出してください。

町民課 ☎ 33-2111 内線 282



ホームページ

歯や口の悩み、相談してください

岩手県保険医協会では、歯や口に関する悩みについて、無料電話相談を行います。

■日時

11月8日(水) 10:00～19:00

※受付時間に相談をいったん受け付けた後、19:00以降に折り返し同協会歯科医師から回答の電話があります。

■料金

無料(相談受付時の通話料は相談者負担)

町民課 ☎ 019-651-7341

休日開庁のお知らせ(11月)

【マイナンバーカード交付窓口】 ■日時 11月6日(日)、26日(土) 9:30～12:30

■場所 町民課 町民課 総合窓口係 ☎ 33-2111 内線 114

11月祝日のごみ収集のお知らせ

11月の祝日のごみ収集は、下記のとおりです。

町民課 生活環境係 ☎ 33-2111 内線 126

月日	収集	クリーンセンター
11月3日(水) 文化の日	休み (一戸地区の生ごみ回収のみ行います)	休み
23日(水) 勤労感謝の日	休み	休み

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を受給できます

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、給付金を支給します。

対象となる世帯は、1世帯当たり5万円の給付金を受給することができます。**受給には手続きが必要です。**

■対象世帯（次の①②のいずれかに該当）

①住民税非課税世帯

令和4年9月30日時点で町に住民登録されている世帯で、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯。

②家計急変世帯

①のほか、予期せぬ影響で収入が減少し、世帯全員の収入が住民税非課税相当になった世帯。

※①②ともに、世帯全員が住民税課税者の扶養を受けている場合は対象外です。

■手続き方法

①住民税非課税世帯

『確認書』の返送が必要です。

11月上旬に町から送付される確認書の内容を確認の上、返送してください。

返信から、1カ月をめどに確認書に記載された金融機関の口座へ振り込みます。

■提出期限

令和5年1月31日(火)まで

注意事項

▷確認書には、住民税非課税世帯等臨時特別給付金を支給した口座情報をあらかじめ記載しています。振込口座を変更したい場合や指定口座が空欄の確認書が届いた場合は、確認書の受取口座記入欄に口座情報を記入の上、当該口座の確認書類（通帳の写しなど）を添えて返送してください。

▷令和4年1月2日以降に転入した人や未申告の人がいる世帯には、申請書を送付します。要件と添付書類を確認の上、申請してください。

【住民税非課税世帯に関する問い合わせ】

☎ 福祉課
☎ 32-3700 内線 604、606

②家計急変世帯

申請手続きが必要です。

申請書類などは、下記の申請場所で配布するほか、町ホームページからもダウンロードできます。必要書類を添えて申請してください。支給決定後、1カ月をめどに指定された金融機関の口座へ振り込みます。

■申請場所

税務会計課、総合保健福祉センター、奥中山地区センター、小鳥谷地区センター、鳥海地区センター

■提出期限

令和5年1月31日(火)まで

注意事項

▷住民税非課税世帯等臨時特別給付金（家計急変世帯分）の対象にならなかった人も対象になる場合があります。

▷①の給付を受けた世帯は、②の給付を受けられません。

【家計急変世帯に関する問い合わせ】

☎ 税務会計課
☎ 33-2111 内線 121、125

大雨などの影響で農作物に被害を受けた農業者を支援します 『一戸町大雨等農作物被害農家緊急支援金』

令和4年8月3日の記録的豪雨や、7月中旬から8月中旬まで続いた長雨、日照不足などにより被害を受けた農業者に対し、緊急支援金を支給します。

■対象者（①②両方に該当する個人）

- ①令和4年4月1日時点で町内に住所を有し、下記の対象品目を生産および販売している人。
- ②令和4年時点で営農し、令和5年以降も営農を行う意思がある人。

■対象品目

大雨などにより令和4年7月15日～9月30日の期間に被害を受けた野菜または花き。

■支給内容

【支援金対象経費の求め方】

農業生産費等単価 × 被害面積 × 被害率
※町で算出した数字を使います。あらかじめ計算する必要はありません。

【支援金額の求め方】

品目ごとの『支援金対象経費』の合計額に4分の3を乗じた額（千円未満切り捨て）

■申請手続き

12月28日(水)までに、印鑑と下記の必要書類を持参の上、役場農林課で手続きしてください。



ホームページ

■必要書類

- ①支援金対象経費が分かる書類（令和4年産において作付する園芸品目の作付面積、出荷・販売が確認できる書類）（栽培管理記録簿、出荷・販売明細書の写しなど）
- ②本人確認書類の写し
- ③振込先口座の確認ができる書類の写し
- ④申請書兼請求書（農林課窓口で配布するほか、町ホームページからもダウンロード可）

■その他

この支援金を受ける人は、今後、自然災害や異常気象などにより収入が大幅に減少した場合に経営を継続することができるよう、岩手県農業共済組合が行う収入保険に加入するよう努めてください。

☎ 農林課 ☎ 33-2111 内線 255

大雨などの影響で農作物の収入が減った人へ 町民税、国民健康保険税を減免します

大雨・日照不足などにより、農作物の収入が減少した人の令和4年度分の町民税（町民税、国民健康保険税）の減免申請を受け付けます。

■対象者（①②両方に該当）

- ①農作物の損失（見込）額（減収額から共済金などを控除した額）が平年（原則過去3年の平均）の収入額の3割以上であること
- ②農業所得を含む合計所得金額が1,000万円以下で、農業以外の所得金額が400万円以下であること（国民健康保険税の場合は世帯）

■減免の対象税目など

令和4年度の町民税と国民健康保険税の、10月以降の納期に係る農業所得に対する所得割額

【減免対象期別】

納付方法	町民税	国民健康保険税
普通徴収 (納付書・口座振替)	3～4期	4～8期
特別徴収 (給与天引)	10月～5月期	—
特別徴収 (年金天引)	10月～2月期	

※令和3年中の所得のうち、農業所得に係る所得割が対象となります。そのため、**令和3年中の農業所得金額がマイナスの場合、所得割が計算されないため減免額は0になります。**

■減免割合

合計所得金額（国保は世帯合計）	減免の割合
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
750万円超1,000万円以下	10分の2

■必要書類

- ・減免申請書
- ・減収計算書
- ・平年の収入金額と令和4年の収入金額が比較できる明細書など、減収額を補填する共済・保険・支援金額などが分かる書面

■申請期限 11月30日(水)

☎ 税務会計課 ☎ 33-2111
内線 124・125



ホームページ